

大阪広域環境施設組合条例第8号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(60歳を超える職員の給料に関する特例)</u> <u>第3条</u> 当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、職員の給与に関する条例附則第3項及び第4項の規定の例に準じて組合規則で定めるところによりその一部を減じた額とする。	附 則 [新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。